その他告示

○公正取引委員会・消費者庁告示第六号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、食用塩の表示に関する公正競争規約（平成二十年公正取引委員会告示第三号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十月十六日　公正取引委員会委員長　茶谷　栄治
消費者庁長官　堀井奈津子

一　食用塩公正取引協議会（会長　鈴木　　惠）の申請に係る食用塩の表示に関する公正競争規約の一部変更を令和八年九月十一日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類
食用塩の製造、加工、販売及び輸入販売業

三　規約の内容
別記のとおり変更する。

四　認定の理由
規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

食用塩の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

(一)　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

(二)　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

(三)　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（必要な表示事項） **第３条**　（略） ２　事業者は、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第３条第１項に定められている栄養成分及び熱量を、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。ただし、栄養表示（栄養成分若しくは熱量に関する表示及び栄養成分の総称、その構成成分、前駆体その他これらを示唆する表現が含まれる表示をいう。）をしようとする場合を除き、表示可能面積がおおむね30平方センチメートル以下のもの又は消費税法（昭和63年法律第108号）第９条第１項において消費税を納める義務が免除される事業者若しくは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第５項に規定する小規模企業者が販売するものにあっては、栄養成分及び熱量の表示を省略することができる。 ３　（略） ４　塩化ナトリウム以外の塩類の含有量が25パーセント以上の食用塩については、施行規則に定めるところにより、低ナトリウム塩である旨及び食品表示基準第７条の表の栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の項の規定に基づき表示しなければならない。 （特定事項の表示基準） **第４条**　事業者は、食用塩の取引に関し、次の各号に掲げる事項を表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。 (1)・(2)　（略） (3)　海洋深層水を使用している旨を表示する場合には、同一視野内にその採水地と製品重量に占める当該海洋深層水由来の塩化ナトリウムの割合を表示しなければならない。また、海洋深層水の使用によって品質等が優れている旨を表示する場合には、事前にその合理的根拠を一般社団法人食用塩公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）に提出し承認を受けなければならない。 (4)　（略） ２　（略） （不当表示の禁止） **第６条**　事業者は、食用塩の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (1)～(7)　（略） (8)　他の事業者（この規約に参加しないものを含む。以下この号及び第12号において同じ。）又は他の事業者の商品（原材料を含む。）を中傷し、又はひぼうする表示	（必要な表示事項） **第３条**　（略） ２　事業者は、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第３条第１項に定められている栄養成分は、施行規則に定めるところにより、栄養成分量を表示しなければならない。 ただし、表示可能面積がおおむね30平方センチメートル以下のもの、及び消費税法（昭和63年法律第108号）第９条第１項において消費税を納める義務が免除される事業者が販売するものにあっては、当該表示を省略することができる。 ３　（略） ４　塩化ナトリウム以外の塩類の含有量が25パーセント以上の食用塩については、施行規則に定めるところにより、低ナトリウム塩である旨及び栄養成分量を表示しなければならない。 （特定事項の表示基準） **第４条**　事業者は、食用塩の取引に関し、次の各号に掲げる事項を表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。 (1)・(2)　（略） (3)　海洋深層水を使用している旨を表示する場合には、同一視野内にその採水地と製品重量に占める当該海洋深層水由来の塩化ナトリウムの割合を表示しなければならない。また、海洋深層水の使用によって品質等が優れている旨を表示する場合には、事前にその合理的根拠を食用塩公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）に提出し承認を受けなければならない。 (4)　（略） ２　（略） （不当表示の禁止） **第６条**　事業者は、食用塩の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (1)～(7)　（略） (8)　他の事業者（この規約に参加しないものを含む。以下この号及び第10号において同じ。）又は他の事業者の商品（原材料を含む。）を中傷し、又はひぼうする表示